

企画競争説明書

業務名称： 西バルカン地域国家森林火災情報システム（NFFIS）
とEco-DRRによる災害リスク削減のための能力強化
プロジェクト

調達管理番号： 20a00498

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ（PDF）」
とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年11月11日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2020年11月11日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：西バルカン地域国家森林火災情報システム（NFFIS）とEco-DRRによる災害リスク削減のための能力強化プロジェクト
- (2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - () 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。
 - (●) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

- (4) 契約履行期間（予定）：2021年2月 ～ 2026年 2月
以下の3つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。「第3 業務の目的・内容に関する事項

(特記仕様書案)」も参照してください。

第1期：2021年 2月 ～ 2021年12月

第2期：2022年 1月 ～ 2023年12月

第3期：2024年 1月 ～ 2026年 2月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

【第1期】

第1回(契約締結後)：契約金額の36%を限度とする。

第2回(契約締結後13ヵ月以降)：契約金額の4%を限度とする。

【第2期】

第1回(契約締結後)：契約金額の20%を限度とする。

第2回(契約締結後13ヵ月以降)：契約金額の20%を限度とする。

【第3期】

第1回(契約締結後)：契約金額の17%を限度とする。

第2回(契約締結後13ヵ月以降)：契約金額の17%を限度とする。

第3回(契約締結後25ヵ月以降)：契約金額の6%を限度とする。

4 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

【契約第一課、角河 佳江 Kakugawa.Yoshie@jica.go.jp】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

地球環境部 森林・自然環境グループ自然環境第2チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「西バルカン地域全国森林火災情報システム(NFFIS)開発プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：19a00956）の受注者（合同会社適材適所）及び同業務の業務従事者

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2020年11月20日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2020年11月26日までに当機構ウェブサイト上にて行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年12月11日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」を参照願います。（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

(4) 提出書類：プロポーザル及び見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

3) 虚偽の内容が記載されているとき

4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当た

っては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他（以下に記載の経費）
 - ・ 域内セミナーへの周辺国関係者の招聘費
 - ・ 事務所設置に係る経費
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
 - a) 本邦研修費 : 5,000千円
 - b) システム導入費（現地再委託費） : 30,000千円
 - c) Eco-DRR 現地施工費（現地再委託費） : 16,000千円
 - d) モンテネグロの事務所設置に係る経費 : 2,500千円
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) 現地通貨
アルバニア（レク） = 0.9886 円
※モンテネグロについては以下 EUR を参照
 - b) US\$ 1 = 104.450 円
 - c) EUR 1 = 122.633 円
- 5) その他留意事項
 - a) 航空運賃については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の規定にかかわらず、安全対策上の必要性から、認められるクラスの「普通運賃」を上限として見積ってください。

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者／地域協力／防災・減災（Eco-DRR）
 - b) GIS／システム開発・データベース
- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 44 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

(当該者の見積価格－最低見積価格) / 最低見積価格 × 100 (%)

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

| 最低価格との差 (%) | 価格点 |
|--------------|-------|
| 3%未満 | 2.25点 |
| 3%以上 5%未満 | 2.00点 |
| 5%以上 10%未満 | 1.75点 |
| 10%以上 15%未満 | 1.50点 |
| 15%以上 20%未満 | 1.25点 |
| 20%以上 30%未満 | 1.00点 |
| 30%以上 40%未満 | 0.75点 |
| 40%以上 50%未満 | 0.50点 |
| 50%以上 100%未満 | 0.25点 |
| 100%以上 | 0点 |

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封

し、価格評価を加味。

- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年1月8日（金）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果通知のメール送信日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務: 森林火災警報システム開発及び地域協力に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引く可能性もあり、当面の間(3月末くらいを目途)、現地との人の往来は難しいということもあると考えますので、渡航が4月以降になった場合に事前に実施できる国内業務についても提案があれば記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者/地域協力/土地利用規制を含む防災・減災対策(Eco-DRR)

➤ GIS/開発・データベース

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者/地域協力/防災・減災(Eco-DRR))】

a) 類似業務経験の分野: 森林火災対策、地域協力、防災・減災、気候変動対策及び土地利用規制に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：コソボ国及びモンテネグロ国並びにその他 欧州（バルカン） 地域 及び 全途上国

c) 語学能力：英語

d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 GIS／システム開発・データベース】

a) 類似業務経験の分野：GISを活用した警報システムの構築に係る業務

b) 対象国又は同類似地域：コソボ国及びモンテネグロ国並びにその他 欧州（バルカン） 地域 及び 全途上国

c) 語学能力：評価しない

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活

用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

| 評価項目 | 配点 | |
|---|----------------|----------|
| 1. コンサルタント等の法人としての経験・能力 | (10.00) | |
| (1) 類似業務の経験 | 6.00 | |
| (2) 業務実施上のバックアップ体制等 | 4.00 | |
| 2. 業務の実施方針等 | (40.00) | |
| (1) 業務実施の基本方針の的確性 | 18.00 | |
| (2) 業務実施の方法の具体性、現実性等 | 18.00 | |
| (3) 要員計画等の妥当性 | 4.00 | |
| (4) その他（実施設計・施工監理体制） | — | |
| 3. 業務従事予定者の経験・能力 | (50.00) | |
| (1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価 | (30.00) | |
| | 業務主任者のみ | 業務管理グループ |
| ① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／地域協力／防災・減災（Eco-DRR）</u> | (25.00) | (10.00) |
| ア) 類似業務の経験 | 12.00 | 4.00 |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 5.00 | 2.00 |
| ウ) 語学力 | 3.00 | 1.00 |
| エ) 業務主任者等としての経験 | 4.00 | 2.00 |
| オ) その他学位、資格等 | 1.00 | 1.00 |
| ② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u> | — | (10.00) |
| ア) 類似業務の経験 | — | 4.00 |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | — | 2.00 |
| ウ) 語学力 | — | 1.00 |
| エ) 業務主任者等としての経験 | — | 2.00 |
| オ) その他学位、資格等 | — | 1.00 |
| ③ 業務管理体制、プレゼンテーション | (5.00) | (10.00) |
| ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション | 5.00 | 5.00 |
| イ) 業務管理体制 | — | 5.00 |
| (2) 業務従事者の経験・能力： <u>GIS／システム開発・データベース</u> | (20.00) | |
| ア) 類似業務の経験 | 14.00 | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 3.00 | |
| ウ) 語学力 | 0.00 | |
| エ) その他学位、資格等 | 3.00 | |

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期： 12月17日（木）16時30分～（日本時間）
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

2. 実施場所：当機構本部（麹町）

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話または Skype 等による実施とする可能性があります。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。

3. 実施方法：

- （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- （2）プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達・派遣業務部契約第一課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記（1）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- （3）海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

b) Skype 等のインターネット環境を使用する会議

競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注）当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上

第3 特記仕様書案

1. プロジェクトの背景

コソボ共和国（以下、「コソボ」という。）及びモンテネグロ国（以下、「モンテネグロ」という。）は、西バルカン地域に位置し、それぞれ国土の約半分を森林が占める。森林の多くが山岳・丘陵地帯に位置しており、土壌保全や流域管理の観点から山地における森林生態系の維持・管理が必要となっているなか、自然災害として頻繁に発生する森林火災が森林生態系に与える深刻な脅威の一つとなっている他、早期の対策が急務となっている。

我が国は、同じ西バルカン地域にある北マケドニア国に対して技術協力プロジェクト「森林火災危機管理能力向上プロジェクト（2011-2014）」を実施し、「森林火災早期警報システム」を構築した。このプロジェクトでは、「危機管理センター（Crisis Management Centre:CMC）」を先方実施機関とし、マケドニア森林火災情報システム（MKFFIS：マクフィス）の整備を通じて、森林火災を中心とした災害に対応できる体制の構築を行い、防災・減災の能力強化という観点で北マケドニア政府からも高く評価されている。また同システムの機能や利便性を共有する第三国研修「森林火災の予防及び早期警報のための統合システムの開発（2015-2017）」を実施し、西バルカン地域の5カ国（アルバニア、モンテネグロ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コソボ、セルビア）との共有を図った。更に、現在は北マケドニアにおいて技術協力プロジェクト「持続的な森林管理を通じた、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）能力向上プロジェクト（2017-2022）」を実施しており、森林を保全し生態系を活用した防災・減災の取り組みを推進している。

これら一連の対北マケドニア協力を踏まえ、このたびコソボ政府及びモンテネグロ政府より類似の協力実施の支援要請がなされた。

【コソボ】

コソボはバルカン半島中央部に位置する内陸国で、セルビア、モンテネグロ、アルバニア、北マケドニアの各国と国境を接する。周囲を山に囲まれており、特に西側及び南側国境には2,000mを越える山々が連なる。地中海及びアルプス山脈の影響を受け、夏は暑く（30℃前後）、冬は寒い（-10℃前後）気候であり、年間平均雨量は600mm、西側山間部の年間平均雨量は1,400mm程度、山岳部では冬季は降雪も多い。そのため、自然災害として、森林火災、洪水、地すべり、暴風や冬季の吹雪・雪崩などが確認されている。

同国の国土の約45%（481千ha）が森林であり、その内訳は国有林62%、民有林38%である。森林火災は、特に夏季（乾燥期）に頻繁に見られ、過去5年間（2015-2019）で、年間に約80-250件（焼失面積としては約630-3,300ha）の森林火災が発生している。さらに、気候変動による夏季・乾燥期の長期化などの影響により、森林火災の頻度の増加なども懸念されている。森林火災の発生は、森林資源の減少や生物多様性に影響を与えるだけでなく、森林の回復が遅れることにより土砂流出など他の自然災害の発生を招く可能性があり、対策の遅れは国土を脅威にさらすことになる。また、アクセスが容易でない森林での火災発生は、目視による発見が非常に困難であるが、乾燥した気候と相まって急速に延焼が広まることから、被害を最小限に抑えるためには早期発見・対策が非常に重要である。これには、衛星画像を活用し上空から国土全体を監視するシステムの活用が有効である。コソボにおける災害対策にかかる課題として、関連する法律により関係機関の調整に必要な義務、責任、メカニズムが設定されている

一方で、早期の通知・警告システムを含む災害リスク管理のための技術的・組織的能力が不十分である。特にコソボ政府からは限られた人員体制の中で効率的に森林火災に対応できるよう、早期警報システムの導入が強く望まれている。

コソボで発生する自然災害の件数では森林火災が約7割と突出しているが、死亡など人的被害が大きい災害として、疫病の発生（37%）に続き雪崩災害（27%）¹が掲げられている。コソボ政府もこれまでに植栽等の対策を行っているが、体系的な技術の不足などにより活着率が悪く、有効な対策となっていない。また、EU加盟に向けて、環境規制と気候変動を含めた国内法制をEU基準に近似させる取り組みが行われており、生態系を活用した防災・減災の推進はそうした取組みの一つとして位置付けられている。これらを踏まえ、森林火災対策に加えてその他自然災害への対応を包括的に行うことがコソボ政府から望まれているが、雪崩被害対策を行うことは、人的被害の大きな災害対策かつEU基準に準拠した防災・減災の取り組みとして有効である。

【モンテネグロ】

モンテネグロはバルカン半島の西中央部に位置し、北はボスニア・ヘルツェゴビナ、東はセルビア及びコソボ、南はアルバニアと国境を接し、西はアドリア海に面している。気候は地中海性で年間降雨量は北西部山岳地で900-1,000mm、中部および沿岸部で1,500mm-2,000mmに及び、夏・秋は乾燥し気温も30-40℃を記録する。一方、冬季の山岳部では-20℃に及ぶこともある。また北東山岳部では降雪があり、年間積雪量は平均で約6-8m程度だが、時には20mを超える年もある。国土面積の2/3は石灰岩及びドロマイト（苦灰岩）からなる堆積岩に占められカルスト地形を形成し、また地震帯にも位置しており、毎年地震が発生している。そのほか、洪水、吹雪、暴風、森林火災などの自然災害も毎年確認されている。

同国の国土の約53%（738千ha）が森林地であり、その内訳は国有林67%、民有林33%とされる。特に7月、8月の夏季（乾燥期）と2月、3月の冬季（乾燥期）には森林火災が頻繁に見られ、過去5年間（2015-2019）で、年間に18-154件（焼失面積としては3,417-21,216ha）の森林火災が発生している。さらに、気候変動による夏季（乾燥期）の長期化などの影響により、森林火災の頻度の増加なども懸念されている。森林火災の発生は、森林資源の減少や生物多様性に影響を与えるだけでなく、森林の回復が遅れることにより土砂流出など他の自然災害の発生を招く可能性があり、対策の遅れは国土を脅威にさらすことになる。また、アクセスが容易でない森林での火災発生は、目視による発見が非常に困難であるが、乾燥した気候と相まって急速に延焼が広まることから、被害を最小限に抑えるためには早期発見・対策が非常に重要である。これには、衛星画像を活用した上空から国土全体を監視するシステムの活用が有効である。災害にかかる課題として、モンテネグロでは関連する法律により火災から森林を保護するための森林保全活動及び火災の予防・抑制、森林火災に対処するための観測設備の整備が定められている一方で、早期の通知・警告システムを含む災害リスク管理のための技術的・組織的能力が不十分である。特にモンテネグロ政府からは、森林火災発生時の消火活動が十分に機能していないことから、限られた人員体制の中で有効に森林火災に対応できるよう、早期警報システムの導入が強く望まれている。

モンテネグロで発生する自然災害の発生件数は、暴風被害が約1割を占め、国家戦略の中で、沿岸地域及び海洋活動における重要なインフラ機能に大きな影響を与える災害として記載されている。沿岸地域では、旧ユーゴスラビア時代に防風を目的とし

¹ UNDRR DesInventar SendaiにおけるコソボのDataCards (1456-2015)

て海岸林の整備が行われており、現在に至るまで特にモンテネグロ南部地域に広範囲に残されている。これは西バルカン地域における周辺国、特に隣国アルバニアに残された海岸林と比較しても良好な状態に保たれており、今後適切な開発行為の規制や海岸林の維持管理方法などを確立し、後世に残していくことが必要とされている。また、EU加盟に向けて、環境規制と気候変動を含めた国内法制をEU基準に近似させる取り組みが行われているが、モンテネグロにおいては森林火災対策や海岸林保全等の気候変動適応策について具体的に国内法に反映することが期待されており、技術的、能力的支援が求められている。これらを踏まえ、森林火災対策に加えて海岸林の保全等を行う取り組みは、気候変動適応策に結び付く生態系を活用した防災・減災の具体的な活動の例示として重要なものとなっている。

2. プロジェクトの概要

【コソボ】

(1) プロジェクト名

- ①和名：国家森林火災情報システム（NFFIS）とEco-DRRによる災害リスク削減のための能力強化プロジェクト
- ②英名：Project on Capacity Building for Disaster Risk Reduction through National Forest Fire Information System（NFFIS） and Eco-DRR

(2) 上位目標

コソボにおける統合危機管理システム（IEMS）が、森林火災及びその他自然災害を防ぐための取り組みに対する政府機関の能力向上を通じて強化される。

(3) プロジェクト目標

森林火災及びその他自然災害の防災・減災にかかる政府関係者の能力が、NFFIS及びEco-DRRの導入を通じて強化される。

(4) 期待される成果（アウトプット）

- 成果1. 森林火災モニタリングのためのNFFISが開発、試験、運用される。
- 成果2. 特定の災害からの被害防止のために必要なEco-DRRの手法が実証される。

(5) 活動の概要

貸与資料のR/D（Record of Discussions）に添付のPDM参照。

<活動1>

- ・ NFFIS開発に必要な情報収集及びシステムデザインの作成、必要な設備構築によるNFFISの開発・導入を行う。
- ・ EMA職員に対して必要な研修を実施し、NFFISの運用を可能にする。
- ・ 統合危機管理システム（IEMS）へNFFISを統合するために必要な計画を作成する。
- ・ NFFISの活用について、気候変動、森林、防災・減災、外部資金獲得に向けた投資計画等に関連した政策・計画に反映させる。

<活動2>

- ・ 湿雪雪崩により影響を受ける可能性のある地域を特定し、対象地を所管する地方自治体及びコミュニティと土地利用規制について協議を行い必要な情報収集を行う。
- ・ 対象地で、雪崩防止林の造成を行う。その際、土留工、木製型枠・床、杭など再植林に必要な補助工を導入し効果的な手法を試験する。
- ・ Eco-DRRに係る関係機関向けの研修セミナーを実施する。

- ・Eco-DRRに関連した項目を、気候変動、森林、防災・減災、外部資金獲得に向けた投資計画等の関連した政策・計画に反映させる。

(6) 活動対象地域

コソボのプリシュティナを拠点とし、NFFISについては国家全域、雪崩防止林については、被害地域（レストリツツェを想定）をモデルサイトとする。これに加え、プロジェクト開始後に防風林に係るモデルサイト1か所について、先方政府の意向を踏まえ、かつ成果1のシステム開発に係る経費の目途が立った段階で追加を検討する。

(7) 相手国関係者

- ① C/P 機関：内務省危機管理庁（EMA）
- ② 受益者：直接受益者：EMA 職員、農業森林農村開発省（MAFRD）職員、経済環境省（MEE）気候変動窓口職員、
モデルサイトの地方自治体職員などの災害リスク削減に関わる職員
最終受益者：協力対象地域の住民

【モンテネグロ】

(1) プロジェクト名

- ① 和名：国家森林火災情報システム（NFFIS）とEco-DRRによる災害リスク削減のための能力強化プロジェクト
- ② 英名：Project on Capacity Building for Disaster Risk Reduction through National Forest Fire Information System（NFFIS） and Eco-DRR

(2) 上位目標

モンテネグロにおける保護・救助システムが、森林火災及びその他の自然災害を防ぐための取り組みに対する政府機関の能力向上により、強化される。

(3) プロジェクト目標

森林火災及びその他自然災害の防災・減災にかかる政府関係者の能力が、NFFIS及びEco-DRRの導入を通じて強化される。

(4) 期待される成果（アウトプット）

- 成果1. 森林火災モニタリングのためのNFFISが開発、試験、運用される。
- 成果2. 特定の災害からの被害防止のために必要なEco-DRRの手法が実証される。

(5) 活動の概要

貸与資料のR/D（Record of Discussions）に添付のPDM参照。

<活動1>

- ・NFFIS開発に必要な情報収集及びシステムデザインの作成、必要な設備構築によるNFFISの開発・導入を行う。
- ・DEM職員に対して必要な研修を実施し、NFFISの運用を可能にする。
- ・保護・救助システムへNFFISを統合するために必要な計画を作成する。
- ・NFFISの活用について、気候変動、森林、防災・減災、外部資金獲得に向けた投資計画等に関連した政策・計画に反映させる。

<活動2>

- ・海岸林におけるEco-DRR活動を促進するため、土地利用に係る必要な情報の収集及び住民に向けた啓発活動や環境教育を実施する。
- ・対象地で、植樹祭の開催または海岸防災林の修復支援を行う。
- ・Eco-DRRに関連した項目を、気候変動、森林、防災・減災、外部資金獲得に向けた投資計画等の関連した政策・計画に反映させる。

(6) 活動対象地域

モンテネグロのポドゴリツァを拠点とし、NFFISについては国家全域、海岸林については被害地域（ウルチンを想定）をモデルサイトとする。これに加え、プロジェクト開始後に山地溪流に係るモデルサイト1か所について、先方政府の意向を踏まえ、かつ成果1のシステム開発に係る経費の目途が立った段階で追加を検討する。

(7) 相手国関係者

①C/P機関：内務省危機管理局（DEM）

②受益者：直接受益者：DEM職員、農業農村開発省（MARD）林業・狩猟・木材産業局職員、水文気象・地震研究所（IHMS）職員、森林事務所職員、国立公園公社職員、持続可能な開発と観光省（MSDT）空間計画局および気候変動局職員、土地事務所職員、モデルサイトの地方自治体職員
最終受益者：協力対象地域の住民

3. 業務の目的

コソボ「国家森林火災情報システム（NFFIS）とEco-DRRによる災害リスク削減のための能力強化プロジェクト」及びモンテネグロ「国家森林火災情報システム（NFFIS）とEco-DRRによる災害リスク削減のための能力強化プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係るR/Dに基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

(1) 本業務は、コソボについては、2020年10月2日に当機構がEMAと締結したR/D、モンテネグロについては、2020年10月22日に当機構がDEMと締結したR/Dに基づき実施される技術協力プロジェクトにおいて、「3. 業務の目的」を達成するため、「6. 業務の内容」に示す事項を実施することである。合わせて受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、JICAに提言を行うことが求められる。なお、コソボ及びモンテネグロは個々の事業であるが、同一の地域でありかつ内容の親和性が高いため、1契約での実施とし業務の効率化を図る。

(2) また、受注者は本業務実施にあたり、プロジェクトの目的がコソボ国側関係者、モンテネグロ関係者の能力向上であることに留意し、「5. 実施方針及び留意事項」に十分配慮して業務を実施することが求められる。

(3) 受注者は本業務の進捗に応じて「7. 成果品等」に示す報告書等を作成し、コソボ国側関係者、モンテネグロ側関係者にそれぞれ説明・協議のうえ提出する。

5. 実施方針及び留意事項

(1) JICAが期待する成果

本事業は、コソボ、モンテネグロそれぞれに国家森林火災情報システム（NFFIS）導入すること、生態系を利用した防災・減災（Eco-DRR）の手法を展示的に試行することにより、両国における防災・減災にかかる関係者の能力強化を目的とする。

以下(2)から(6)に記載の視点により、限られた投入の中で効率的かつ、西バルカン地域全体への裨益、国際潮流のみならずEU加盟、さらにはEU加盟後にEU地域に与えるインパクトを意識したダイナミックな取組が期待される。

(2) 西バルカン協カイニシアティブとしての位置づけ

本事業は、北マケドニアで実施中の技術協力プロジェクト「持続的な森林管理を通じた、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）能力向上プロジェクト（2017-2022）」と親和性が高い事業であり、北マケドニア、コソボ、モンテネグロの3案件で相互に連携させた事業実施に配慮する。これら3案件は「西バルカン協カイニシアティブ」に位置付けられる可能性があることを想定している。そのため、西バルカン地域全体に裨益するような事業展開を行うことが重要であることを踏まえ、域内セミナーや各国相互の視察などを柔軟に取り入れる。特に成果2 Eco-DRRについては、地域全体のモデルとなる事例形成を狙い、各国で異なる取組を行う設計としている。また、域内セミナーで知見の共有を行うのみならず現地視察など柔軟を行うことが重要である。

(3) 戦略的アプローチ及び出口戦略

- ① EU加盟を念頭においた、気候変動対策、災害リスク削減、持続可能な森林管理を促進するにあたり、継続的な事業実施の観点から、プロジェクトの成果を単独または関係国と共同で国際的資金（例えばEU加盟準備資金（IPA）または緑の気候基金（GCF）、地球環境ファシリティ（GEF）等）の活用につなげていくことを想定している。
- ② そのため、本プロジェクトでは、関連する政策文書（政策、戦略、外部資金獲得に向けた投資計画など）作成時に、関係する資金申請に必要な要素の記載ができるよう、アドバイス及び文書の整備を行うこと並びに事業継続に必要な組織体制を案件実施時から整備していくことを視野に入れること。また、両国がEU加盟を目指していることから、国際的な潮流だけでなく、EU加盟に必要な基準についても十分に理解した上で、EU基準に適合させた取り組みが本プロジェクトは重要となる。

(4) プロジェクト成果の政策への反映

本プロジェクトは、気候変動対策に資する。特に、適応策については、プロジェクトの成果に基づき国際的・地域的な資金調達機会を検討し、他ドナーの支援による事業の継続実施へつなぐことが出来る可能性がある。そのため、受注者はEUやUNDPなど関連する国連機関等の動向を十分把握するとともに、コソボ、モンテネグロの気候変動政策や土地所有制度等の上流政策を十分に分析し、プロジェクトの成果が政策・制度、資金計画等に組み込まれるための方策を検討し、各C/P機関等への具体的かつ積極的な働きかけを行うこと。特に、Eco-DRRによる減災機能強化は、気候変動適応策としても重要な取組であるため、日本の知見を活かすのみならず、EUの基準に合わせた取り組みを行い、プロジェクト成果に基づき国際的・地域的な資金調達機会を検討することを念頭に事業を実施すること²。

² プロジェクト成果を政策に反映するための手法及び出口戦略へのアプローチ方法についてプロポー

(5) ランドスケープレストレーション³について

本プロジェクトでは、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）の手法を試行することを活動に含めており、Eco-DRRの概念について、先方政府側と共通理解を得ることが重要になる。なお、その際、近年はIUCNをはじめとする国際的な機関では、Eco-DRRよりもNature Based Solutions が使用される傾向にあることを念頭に、国際的潮流に合わせた広義の意味でのEco-DRR活動を実施することが重要である。流域全体を含めたランドデザイン、土地利用規制に加えて地域住民の生計向上などを含めた多様なステークホルダーの関与を念頭に、ランドスケープに主眼をおいた設計とすること。

(6) ローカルリソースの活用

- ① 全ての活動は、ローカルリソースを最大限活用し、効率的かつ効果的な事業の実施を行う。
- ② 旧ユーゴスラヴィアにおける共通の課題として、国の崩壊・分割とともに、土地利用制度や技術の移転などが移行されず、また組織体制等も各国へ継承されずに欠落している状況がみられる。これを考慮し、受注者は主に政策面及び技術面を含む全体方針の策定を主に担い、ローカルリソース（もしくは近隣国の人材）が主体となった現場施工を行うことを想定する。その際、旧国家で活用されていた技術及び技術者に係る情報の把握を行い、かつて存在した技術や技術者の知見を最大限に活用した事業実施が望ましい。ローカルリソースについては現地再委託もしくは直接雇用いずれでも構わない⁴。
- ③ 特に、成果2 Eco-DRR の実施について、実施地域での利害関係者の意識向上が重要であることに留意し、土地利用などを含め住民との協議を十分に行うこととする。受注者は先方政府が住民との協議を進めるために必要な支援を行う。プロジェクトの持続性を確保するために活動の定期的なモニタリングを実施できる体制の構築が望ましいため、プロジェクト開始初期段階から、国内の研究者などリソースパーソンの参加を促すこと。

(7) プロジェクトの柔軟性の確保

技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの計画や活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、受注者は、PDM及びPlan of Operation（以下PO）に基づき、C/Pとともにプロジェクト全体の進捗、成果の発現状況、課題を把握し、対応策を検討のうえ、適宜JICAに報告を行う。JICAは、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応（先方C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等）を行うこと。

(8) C/Pのオーナーシップの確保

本プロジェクトは、成果品となるシステムの導入や研修教材等を作成することながら、C/Pのオーナーシップを確保しつつ、業務実施のプロセスにおいて如

ザルで提案すること。

³ ランドスケープレストレーション：生物多様性を含む環境の健全性と人間の福利の向上が統合された望ましい土地利用を実現することを目的に、対象地域の様々な関係者の関与により環境保全や生活向上のための意思決定や取組を実施する手法

⁴ ローカルリソースを最大限活用して行う事業実施について、その体制、開発効果向上や品質管理の方策、可能なローカルリソースの想定等についてプロポーザルで提案すること。

何にC/Pの能力を向上させ、C/Pが主体となった事業を進めることが持続性確保のために重要である。

受注者は、コソボ国側、モンテネグロ国側それぞれの関係機関の自主性及び主体性を引き出しつつ、関係機関との連携も図り、将来的にコソボ、モンテネグロそれぞれが自らの力で活動を実施するための仕組みを構築するとともに、その仕組みが機能するような取り組みについて、十分意識・工夫し実践するものとする。特に本プロジェクトの活動は、森林火災対策及び森林生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)に関する技術協力プロジェクトとして、直接のC/PであるEMA、DEM以外にも多数の関係者が存在する。受注者は、本プロジェクトの活動を実施する際、C/Pが適宜関係機関と連携・調整しながら活動を進めることが重要である。特に継続性や持続性の確保に十分留意すること⁵。

(9) システム設計

継続性及び持続性の観点を重視する。使用するソフトウェアについては、フリーソフトウェアの使用とするなど維持管理に負担が生じないよう工夫をする。また、「北マケドニア森林火災情報システム(MKFFIS:マクフィス)」を継承することを前提とするが、先方政府の意向を踏まえながらシステム構成を設計する。その際、本プロジェクトでは森林火災に係る警報システムの開発を対象とするが、将来土砂災害等他の災害情報を組み込むことができる拡張型のシステム設計とする。なお、洪水情報、土砂災害情報などについて既存のデータを活用できるものは、システムに組み込むこととするが、本プロジェクトにおいては、洪水、地すべり、土壌浸食に対する早期警戒は現状として直接の活動対象とできないことをコソボ側及びモンテネグロ側と合意している。また、両国の国家情報などを取り扱うことになるため、再委託を行う場合の委託先業者の選定は、コソボ、モンテネグロ政府それぞれの意向を踏まえた選定とする。システム設計などで北マケドニアの業者に情報等を求める際には両国との関係性に十分留意する。使用するデータについては、各政府が収集する既存のデータやJAXAが無償で提供している衛星全球降水マップ(GSMaP:http://sharaku.eorc.jaxa.jp/GSMaP/index_j.htm)等の無償データを積極的に利用すること⁶。

(10) 先方政府側の予算措置

受注者は、コソボ側、モンテネグロ側がそれぞれ本プロジェクトの実施のために必要な予算及び人員を確保できるように、各政府の予算編成時期にも留意した上で、関係機関等に対し必要な働きかけを行うこと。

(11) 他ドナー・国際機関との連携・調整

気候変動対策分野では、コソボには「気候変動戦略2019-2028及び行動計画2019-2021」、モンテネグロには「気候変動に係る国別報告書」(2015)や「第2次隔年更新報告書」(2019)の作成支援をUNDPが行ってきた。水資源分野では、ドイツ国際協力

⁵ プロポーザルにおいては、オーナーシップ強化及び関係機関との関係構築に関する具体的な取り組みを含めること。

⁶ プロポーザルでは、継続性や持続性の確保に十分留意するとともに、オーナーシップ強化及び関係機関との関係構築に関する具体的な取り組みを提案すること。プロポーザルにおいても既存のデータの不足を補完するような工夫を提案すること。

公社 (GIZ) による広域プロジェクト「Drini River basin Flow and Flood Forecasting System」(2012-実施中) が行われており、特にコソボには、事業を通じてコソボ水文気象研究所に7基の自動気象観測所 (Automated Weather Station) が設置されている。このようにコソボ及びモンテネグロにおいて、UNDPを始めとする多くのドナーが支援を行っているため、関連支援を行う他機関の動きを把握し、これらの活動の重複を避け、相乗効果が期待できる連携のための方策を検討すること。特に、UNDPはGCF資金の実施機関となりうる想定であり、本プロジェクトの出口戦略として重要である。

(12) ジェンダー等への配慮

自然災害による被害の内容や度合は、男女間や年齢、障がいの有無などで違いが生じることから、プロジェクト活動を実施する際にはジェンダーや社会的弱者に対する配慮を行うこととする。事業開始後、コソボ側、モンテネグロ側関係機関とジェンダー及び社会的弱者に配慮した取り組みについて協議を行うこと⁷。

(13) 現地使用言語と複雑な民族構成への配慮

本プロジェクトの対象となる政府では、英語を理解する人材が限られており、円滑なコミュニケーションを確保するためには、コソボではアルバニア語、モンテネグロではセルボクロアチア語通訳の確保と現地言語による資料作成が不可欠となるため、これらに対応できる体制を整備する必要がある。さらに西バルカン地域特有の複雑な民族構成に十分に配慮し、必要に応じて現地コミュニティとのコミュニケーションの際には、それぞれの言語に対応するものとする(例えば、コソボの雪崩防止林設置地域はスラブ系民族が多く居住する地域であり、モンテネグロの海岸林整備実施地域はアルバニア系民族が多く居住する地域である。)

(14) 事業の期分け

本プロジェクトについては、大きく以下の3段階に分けて実施する。

第1期(2021年2月~21年12月): システムの開発、Eco-DRR設計

第2期(2022年1月~23年12月): システムの運用、Eco-DRR実施、モニタリング、
研修実施

第3期(2024年12月~26年2月): モニタリング、研修、政策・計画への反映

このため、それぞれのフェーズの終了時点において、次フェーズの業務内容の変更の有無についてJICAが指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結する⁸。

(15) 遠隔研修・セミナー等の企画・実施

技術移転に際し、新型コロナウイルス感染症の拡大などを受け、現地に渡航ができない期間が生じることを踏まえ、遠隔で実施すること及び現地人材の活用などについて積極的に実施すること⁹。

遠隔研修・セミナー等を技術移転の手段として、JICA-Net等を利用した遠隔研修・セミナーによる技術移転も可能となる。JICA-Netの活用を活動に含める場合には、その企画・実施についてプロポーザルにて提案すること。なお、JICA-Netを活用した遠

⁷ プロポーザルにおいて、ジェンダーや社会的弱者への配慮をどのように行うか提案すること。

⁸ 本期分けの期間については、上記記述に拘らず、コンサルタントが適切と考える期間をプロポーザルにて提案すること。

⁹ 事業を遠隔で行う方策について、プロポーザルにて積極的に提案すること。特に、事業開始時に渡航が困難であることを想定し、遠隔の中で開始する方策について提案すること。

隔研修・セミナー事例及び関連資料はJICA-Net Webサイト (<https://jica-net-library.jica.go.jp/ja2/index.html>) を参照すること。

6. 業務の内容

(1) ベースラインの設定【第1期】

本プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するために想定されている指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。ベースラインの把握や指標の設定も踏まえて、PDMを基にしたプロジェクト期間全体の活動を、先方と共同で再構築し、双方の必要なアクションを整理する。

(2) 業務全体に関する事項

① 業務計画書、Work Plan の作成【各期共通】

既存の関連資料や情報、データを収集・整理し、プロジェクト実施に関する基本方針、方法、内容、実施体制、業務工程計画等を作成し、これらを受注者は業務計画書並びにWork Plan (案) にまとめ、JICAの承認を得る。

② Work Plan (案) の説明協議【各期共通】

受注者は本プロジェクトの合同調整委員会 (Joint Coordinating Committee: JCC) などの場を活用し、Work Plan (案) を関係機関に説明・協議し、プロジェクトの全体像を共有する。協議結果を踏まえて修正版を作成し、合意する。なお、現地関係者との協議においては、英語版に加え現地語仮訳版 (コソボ: アルバニア語、モンテネグロ: セルボクロアチア語) を用意すること。あわせて、JCCの協議議事録の作成に協力する。なお、感染症の蔓延などにより渡航が難しい場合には、オンラインツールを活用し、遠隔による協議にも柔軟に対応する。

③ 合同調整委員会 (JCC) 及び技術調整委員会に関する支援【各期共通】

(ア) M/M及びR/Dを踏まえ、プロジェクトの計画や進捗の確認等を行う合同調整委員会 (JCC) の開催を支援する。JCCについて、構成やメンバーをコソボ側、モンテネグロ側にそれぞれ提案し、合意する。JCCは、少なくとも1年に1回開催し、各年次の活動結果の報告及び翌年次の活動方針・計画 (案) について説明し、関係者の了承を得る。また、PDMの指標を決定・変更する際にも開催する。

(イ) また、JCCの下に技術調整委員会を設置する。技術調整委員会の構成やメンバーについてもコソボ側、モンテネグロ側に提案・合意し、委員会の開催を支援する。

④ モニタリング【各期共通】

(ア) 本事業においては、JICAが定める最新版の「技術協力等モニタリング執務要領」に基づきプロジェクトのモニタリングを行う。受注者は、JICA所定のモニタリングシートを用いて、C/Pとともに事業モニタリングを行う。

(イ) モニタリング事項は、活動報告のみならず、成果発現状況 (上位目標への達成見込みを含む)、解決すべき実施上の課題・懸案事項、プロジェクトの進捗・成果に正または負の影響を及ぼす外部要素を含み、これら業務をC/Pと共同で確認・記録すること。外部条件を含めた、リスクのモニタリングにも留意すること。

(ウ) モニタリングシートは、「7. 報告書等」に記載されるとおり、6か月毎にC/P機関と協働で作成し、JICA (バルカン事務所及び地球環境部) に提出する。同モニタリングシートの内容は、JCC等の定期会合にて報告する。

(エ) なお、最終のモニタリングシートはCompletion Reportとして案件終了3か月前に案をJICAに提出し、JICAの確認を経て、JCCにて最終化する。

⑤ 業務進捗報告書の作成【各期共通】

コソボ、モンテネグロそれぞれの予算年度に合わせて、毎年12月までに当該時期までのプロジェクト活動内容（契約上の業務内容のみではなく、地域全体の動向、次年度（両国の予算年度）の活動計画につき具体的に記載した年度業務計画書（Work Plan）案を含む）をそれぞれプロジェクト業務進捗報告書として取りまとめる。同報告書は、JCCで報告するものとする。

⑥ 資機材調達に係る業務【各期共通】

本プロジェクトでは必要な資機材について本契約に含めて調達を行う。ただし、具体的な資機材調達にあたっては、再度、コソボ側、モンテネグロ側と十分にその必要性について協議の上で、仕様を決定し、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に則り適切な調達及び管理等を行うこと。また、業務上必要な資機材が生じた場合は、受注者はC/P及びJICAと協議の上、具体的な機材、仕様、数量等を決定し、必要に応じて契約変更のうえ、上記ガイドラインに基づき、資機材を調達する。資機材調達にあたってはプロジェクト終了後も先方機関で維持管理が可能なものであるかを十分確認すること。

⑦ 本邦研修【各期共通】

本プロジェクトでは、日本の防災・減災の取組、森林火災対策を含めた森林管理及びEco-DRRについてC/Pの理解促進を図り、西バルカン地域における森林火災対応能力の強化やEco-DRRの理解促進のため、必要に応じて本邦研修を実施する予定である。受注者は、日程作成、講師及び視察先との調整、研修員の理解促進、教材作成などの「研修実施」に係る業務を行う。

研修の概要は、毎年平均各国2-3名程度、2週間程度を想定している（課題別研修への上乗せ分を含む）が、詳細な時期及び実施機関並びに研修員に関しては、業務開始後、C/Pと協議し決定すること。なお、本邦研修の実施については、コソボ、モンテネグロ合同での実施を想定する。また、本邦研修の受け入れ先として、森林総合研究所や日本の都道府県など日本の知見を有する機関の活用が想定されるが、研修計画等を立てる際に、JICAと十分に協議して決定すること。本邦研修にて収集した情報は報告書に反映することとし、本邦研修参加者の帰国後には研修で得られた知見が両国に広げられる工夫をすること。

なお、同研修は、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017年6月版）」に基づき実施する。研修に関する業務は、「受入」、「研修実施」、「研修監理」の3つに分類されるが、受注者は、「研修実施」のみを実施することとし、「受入」及び「研修監理」は、JICA国内機関が実施する。同ガイドラインに基づき、契約金額に含めることができる直接経費は、技術研修費、講師等の招へい費及び諸雑費とし、研修員／被招へい者の受入に係る経費（航空券、国内移動旅費、宿泊費、滞在費等）や研修監理員／同行案内人に係る経費については、契約金額に含める必要はない。

⑧ 現地域内セミナーの実施【各期共通】

本プロジェクトでは、コソボ、モンテネグロ及び北マケドニアに必要に応じて周辺国を含めた関係機関にプロジェクトの活動及び成果を共有し、地域全体での森林火災

対策及びEco-DRR活動促進のため、域内セミナーや第3国研修を実施する。セミナーの概要は、年1回程度の情報交換、研修、現地視察を想定するが、詳細な実施時期、開催場所、内容、実施規模等に関して、業務開始後、JICA及びC/Pと協議し決定する。なお、現地域内セミナー及び第3国研修の実施は、コソボ、モンテネグロ合同での実施を想定する。また、プロジェクト開始早期に、コソボ、モンテネグロの関係者が先行事例である北マケドニアでの取組状況を実地で学ぶ場を設けることとする¹⁰。現地域内セミナー及び第3国研修に必要な経費は本見積りに含めること。

⑨ 域内セミナーへの周辺国関係者の招聘【各期共通】

本プロジェクトの取組紹介（モデル事業の成果発表含む）、本分野における周辺国状況の各国での共有を通して、技術交流を行うことで、本分野における周辺国も含めた地域協力が期待されることから、域内セミナーを行う際には、必要に応じて周辺国関係者を招聘する。開催場所及び招聘する周辺国は、業務開始後、C/Pと協議し決定する。受注者はC/P及び招聘国と協議・調整の上、本研修に係る「受入」、「研修実施」、「研修監理」業務を行うこと。また、EUやUNDP等の国際機関などが実施する関連イベントと合わせて開催することで、より大きな効果発現が期待される場合は、C/Pと協議の上、実施に向けた調整を行うこと。なお、域内セミナーへの周辺国関係者の招聘に係る費用については別見積りとする。

⑩ 現地での研修・能力強化活動について【各期共通】

本プロジェクトにおいては、システムの運用、作成するガイドラインやマニュアルに基づいて、研修などを通じた能力強化の活動が含まれる。研修は各国5回ずつ実施することを想定している。対象者は、研修テーマ及び内容に応じて、各回、数名から10名程度が想定されているが、詳細については、C/Pとも具体的に協議の上で決定する¹¹。なお、研修に必要な経費は全て本見積りに含めること。

⑪ 広報活動【各期共通】

本プロジェクトの効果を最大限に高めるとともに、その意義、活動内容及びその成果がコソボ、モンテネグロ及び周辺諸国、我が国の各国民に広く正しく理解されるよう、「JICA自然環境保全分野 広報ガイドライン（公開資料）」に沿った効果的な広報を行うこと¹²。なお、広報活動に必要な経費は全て本見積りに含めること。

⑫ 業務完了報告書の作成【各期共通】

プロジェクトの活動内容を業務完了報告書に取りまとめる。同報告書は、JCCで報告するものとする。

(3) 成果ごとの活動

<コソボ>

【成果1に係る活動】

① NFFIS の開発・導入（活動 1.1-1.4）【第1期・第2期】

・NFFISの開発・導入にあたり、全体構想、方法論及びコンセプトを検討し、EMA

¹⁰ 現地域内セミナー及び第3国研修の実施方法についてプロポーザルにて提案すること。

¹¹ 研修について現時点で想定される内容をプロポーザルにて提案すること。

¹² 広報活動の全体方針、具体的な活動内容、使用媒体と活用方法等の戦略について、現時点で想定する内容をプロポーザルにて提案する。

を含めた関係機関に対して説明し、合意を得る。その際、他の関係機関とのデータ交換や情報共有としても活用されるように留意する。利用可能なシステム・データ等については情報を収集・分析し、システムに搭載できるデータベースの構築を行う。

- ・プロジェクト開始早期に、コソボの関係者が北マケドニアでのシステムの機能及び利用状況を実地で学ぶ場を設けることとする。

- ・機能仕様書の作成を行い、ハードウェア、ソフトウェア及びその他機材を調達・供与し、インストールの支援をする。本プロジェクトでは、JICA現地事務所での資機材調達を想定していない¹³

- ・導入したシステムについて、適宜運用試行を行い修正する。

② NFFIS の運用(活動 1.5)【第 2 期】

- ・NFFISの運用に関し、関係者に対する研修を実施する。その際、必要に応じて操作マニュアル等の教材を作成するなど、プロジェクト終了後も先方政府でデータの更新、システム改修、研修の実施などを継続して行えるようなモニタリング方法についても検討し、持続的な運用について工夫を行うこと。

- ・NFFISの運用について関係者を巻き込み国家全体で活用が進むよう工夫すること。

③ 統合危機管理システム (IEMS) への統合に向けた計画作成(活動 1.6-活動 1.7)【第 2 期】

- ・関係機関と連携して、NFFISを国家システムである統合危機管理システム (IEMS) へ統合するための計画を作成する。その際、研修の実施や調整の実施、標準業務手順書の作成、予防・早期警報・対応に向けたプロトコル準備などについて効果的な手法を検討し、運用を行う。

④ 政策・計画への反映(活動 1.8)【第 2 期・第 3 期】

- ・気候変動、森林、DRR、外部資金獲得に向けた投資計画等について、政策や計画に反映させる支援を行う。

⑤ モニタリング・研修・運用継続【第 3 期】

- ・システムの運用、関係者への研修について、第 2 期に引き続き実施すること。

【成果 2 に関する活動】

① 雪崩防止植栽工の設計(活動 2.1)【第 1 期】

- ・現地調査に基づき、効果的な植栽間隔、樹種、雪崩防止林造成補助工等の設計を行う。なお、この初期設計については、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所等の技術的支援を受けることを想定している¹⁴。また、同一斜面で複数の工法を展示的に試行し、効果の検証が行うことが可能となるような設計を想定している。受注者は、設計に基づき現地関係者の意向を踏まえた施工となるよう調整・微修正を行う。

② 施工場所にかかる情報収集(活動 2.1.1-2.1.3)【第 1 期】

- ・施工場所では過去に頻繁に雪崩被害が発生しているため、過去の雪崩被害状況や土地利用規制などを含めたコソボ側の対策など関係情報を収集し、報告書にまとめる。

- ・なお、コソボ国内で雪崩防止植栽工等について既に施工技術があることを念頭に

¹³ 想定される必要資機材について、プロポーザルに記載すること。また現地事務所調達が必要なものがある場合には、その内容と理由についてプロポーザルに記入すること。

¹⁴ 受注者側で雪崩防止林造成について設計・監督等をできる人材を内包できる場合はその旨プロポーザルに記載すること。

技術情報及び技術者の情報についても併せて収集すること。

- ・雪崩防止植栽工のみならず、土地利用にかかる規制を行うことが今後の被害防止に効果的であることから、雪崩の影響を受ける可能性のある斜面を特定し、実施可能な土地利用規制について、地方自治体（ドラガシュ）及び地域のコミュニティと協議する。なお、レステリツェ村での実施を想定し、R/Dでコソボ側と合意をしているが、プロジェクト開始後に先方政府の意向を再度確認する。
 - ・雪崩の影響を受ける可能性のある施工場所以外の斜面でも、本取組を波及させることを目的として、土地利用にかかる参照資料を取りまとめる。
- ③ 雪崩防止植栽工の施工（活動 2.1.4-2.1.6）【第 1 期】
- ・レステリツェ村において、雪崩から住宅などの資産を守るために、過去に行われた植林に関係した既存の取組みについて確認する。
 - ・上記の設計に基づき、再植林のための補助工として効果的な複数の技術工法の試験地を設定し、施工する。例えば、土留工実施区域、木製型枠施工区域、杭施工区域等を試験的に比較展示することが想定される。なお、試験区域は繰り返しを含めた効果が比較・測定できる最小面積とし、大規模なパイロット事業は行わない¹⁵。
 - ・施工にあたり、現地の技術者を積極的に活用すること。
 - ・植栽木の生育にかかるモニタリングや各工法の効果を検証するための定期的なモニタリング・評価手法についても検討し、実施する。
 - ・モニタリングについては、事業の持続性の観点を重視し、施工時期から現地の大学関係者などの人材の巻き込みについて工夫する。
- ④ モニタリング・評価の実施【第 2 期】
- ・③で施工した試験地について、毎年のモニタリングと評価を継続して実施する。
- ⑤ 参照資料のとりまとめ（活動 2.1.7）【第 2 期】
- ・雪崩の影響を受ける可能性のある施工場所以外の斜面でも、本取組を波及させるために必要となる資料を取りまとめる。
- ⑥ 研修の実施（活動 2.1.8）【第 2 期】
- ・上記の取組を踏まえ、Eco-DRRに係る関係機関への研修セミナーを実施する。その際、事業の持続性の観点から必要な教材等の作成も行うものとする。
 - ・なお、土地利用規制、植栽木の維持管理等については、地域住民の理解を得ることが大事であるため、地域住民への啓発活動も合わせて行う。
- ⑦ 政策・計画への反映（活動 2.1.9）【第 2 期・第 3 期】
- ・Eco-DRRについて、気候変動、森林、DRR、外部資金獲得に向けた投資計画等、必要な政策・計画に反映させる。
- ⑧ モニタリング・研修の継続【第 3 期】
- ・モニタリング・評価及び関係者への研修について、第 2 期に引き続き実施すること。
- ⑨ Eco-DRR に係るその他の活動（強風害対策）についての検討【第 1 期】¹⁶
- ・先方政府が成果 2 について、Eco-DRR の実施をより広範に希望する場合に備えて、以下のオプション活動を R/D で合意している。但し、実施条件として①成果 1 の必

¹⁵ プロポーザルにはどのように試験区域を設定し効果を比較検証するか、成果 2 の実施方法を含めて記載し提案すること。

¹⁶ その他の Eco-DRR 活動について、先方政府との協議により実施の可否が決まるため、プロポーザルの中では実施する場合の方針と想定予算、及びコンサルタント側の実施体制について概略を提案すること。但し必要経費・人員については見積もりに含める必要はない。

要経費と予算の可用性が明らかになること、及び②実施を想定する設計の施工につき景観内の土地所有者からの同意が得られることができた上で、合同調整委員会（JCC）により検討することとしている。そのため、受注者は、早期に成果1にかかる必要経費を見積もり、オプションの実施について見通しを立て、先方政府に協議する。

⑩ その他の Eco-DRR 活動にかかる試験地の設計・施工【第2期】

- ・ コソボでは強風が定期的発生しており、住宅への被害などが発生している。そのため、強風被害対策としてのEco-DRR実施が適切な試験地を特定し、どのような問題が発生しているかの特定を行う。
- ・ 特定された問題に対応するため、防風林の設置など自然を活用した景観の修復について試験地の設計を行う。
- ・ その際、土地所有者やコミュニティなど試験地の設定にかかる利害関係者への啓発を行い、自然を活用した防災・減災（Eco-DRR）に係る意識の向上を図る。なお、防風林の設置については、土地所有者またはコミュニティが自ら植栽などを行うことを想定しており、受注者はこれらの関係者に取り組みへの理解を求め働きかけ、必要に応じて実施方法等に助言を行うことで、土地所有者による施工を支援する。
- ・ 試験地以外にも強風被害を受けている地域へ、同様の取り組みを波及させるため、取り組みの解説や、教訓、実施手法について必要な資料に取りまとめる。
- ・ Eco-DRRについて、政策・計画に反映させる。

<モンテネグロ>

【成果1に係る活動】

① NFFIS の開発・導入（活動 1.1-1.4）【第1期・第2期】

- ・ NFFISの開発・導入にあたり、全体構想、方法論及びコンセプトを検討し、DEMを含めた関係機関に対して説明し、合意を得る。その際、他の関係機関とのデータ交換や情報共有としても活用されるように留意する。利用可能なシステム・データ等については情報を収集・分析し、システムに搭載できるデータベースの構築を行う。
- ・ プロジェクト開始早期に、モンテネグロの関係者が北マケドニアでのシステムの機能及び利用状況を実地で学ぶ場を設けることとする。
- ・ 機能仕様書の作成を行い、ハードウェア、ソフトウェア及びその他機材を調達・供与し、インストールの支援をする。本プロジェクトでは、JICA現地事務所資機材を調達することは想定してない¹⁷
- ・ 導入したシステムについて、適宜運用試行を行い修正する。

② NFFIS の運用（活動 1.5）【第2期】

- ・ NFFISの運用に関し、関係者に対する研修を実施する。その際、必要に応じて操作マニュアル等の教材を作成するなど、プロジェクト終了後も先方政府でデータの更新、システム改修、研修の実施などを継続して行えるようなモニタリング方法についても検討し、持続的な運用について工夫を行うこと。
- ・ NFFISの運用について関係者を巻き込み国家全体で活用が進むよう工夫すること。

③ 保護・救助システムへの統合に向けた計画作成（活動 1.6-1.7）【第2期】

- ・ 関係機関と連携して、NFFISを国家システムである保護・救助システムへ統合するための計画作成する。その際、研修の実施や調整の実施、標準業務手順書の作

¹⁷ 想定される必要資機材について、プロポーザルに記載すること。また現地事務所資機材が必要な場合がある場合には、その内容と理由についてプロポーザルに記入すること。

成、予防・早期警報・対応に向けたプロトコル準備などについて効果的な手法を検討し、運用を行う。

④ 政策・計画に反映(活動 1.8)【第 2 期・第 3 期】

・気候変動、森林、DRR、外部資金獲得に向けた投資計画等について、政策や計画に反映させる支援を行う。なお、最終期に実施であるが、プロジェクト開始段階から情報収集・分析を行い、反映させる政策・計画を特定することが望ましい。

⑤ モニタリング・研修・運用継続【第 3 期】

・システムの運用、関係者への研修について、第 2 期に引き続き実施すること。

【成果 2 に係る活動】

① 海岸の景観に係る情報収集(活動 2.1.0-2.1.2)【第 1 期】

・モンテネグロの南側海岸沿いには、立派な海岸林が造成されており今なお残されている。そのため、既存の海岸林がどのような意義があるのかを明確にし、今後リゾート開発などからいかに守っていくかについての啓もう活動を重視した取り組みとする。また、隣国のアルバニア側には海岸林が残されていないことを鑑み、西バルカン地域全体として海岸林の意義について提示するモデルとする¹⁸。

・海岸景観において、現在残されている森林は、旧ユーゴスラヴィア時代に造成されたものであることから、過去の森林造成に関する文献を調査・収集し、工法や教訓、植栽計画、政策等についての情報を明らかにする。

・実施場所は、ウルチンを想定しているが、この地域における海岸域の土地利用と森林についてのマッピングを行い現在の状況について可視化を行う。その上で、海岸景観に生じている問題を特定する。

② 意識啓発や環境教育の実施(活動 2.1.3-2.1.4)【第 2 期】

・海岸林の維持について、地域の住民が理解し、その意義を見出すことが最も重要であるため、地域住民への意識啓発や環境教育を実施する。また、一部海岸林が強風被害や人為的行為により欠損している場所があるが、これらの場所で海岸防災林の修復を支援する。その際、植樹祭の開催など地域住民を交えた取り組みについて工夫する。

③ 土地利用と定期的なモニタリング・評価(活動 2.1.5)【第 2 期】

・海岸域の土地利用と森林について定期的なモニタリング・評価を行う。この際、事業の持続性の観点から、大学の教授など地元の有識者を初期の段階から巻き込み、積極的な活用を行うこととする。

④ 政策・計画への反映(活動 2.1.6)【第 2 期・第 3 期】

・Eco-DRRについて、気候変動、森林、DRR、空間計画などの政策や計画に反映させる支援を行う。なお、第 3 期に実施であるが、プロジェクト開始段階から情報収集・分析を行い、反映させる政策・計画を特定することが望ましい。この際、プロジェクト終了後に外部資金活用による事業の継続及びEU加盟後にも取り組みの枠組みを活用できるよう留意すること。

⑤ 定期的なモニタリング・評価の継続【第 3 期】

・海岸域の土地利用と森林についての定期的なモニタリング・評価を第 2 期に継続して行う。

⑥ その他の Eco-DRR 活動についての検討【第 1 期】¹⁹

¹⁸ 成果 2 に係る活動の実施方法について、プロポーザルに記載し提案すること。

¹⁹ その他の Eco-DRR 活動について、先方政府との協議により実施の可否が決まるため、プロポーザルの中では実施する場合の方針と想定予算、及びコンサルタント側の実施体制について概略を提案する

- ・先方政府が成果2について、Eco-DRRの実施をより広範に希望する場合に備えて、以下⑦のオプション活動をR/Dで合意している。但し、実施条件として①成果1の必要経費と予算の可用性が明らかになること、及び②実施を想定する設計の施工につき景観内の土地所有者からの同意が得られることができた上で、合同調整委員会（JCC）により検討することとしている。そのため、受注者は、早期に成果1にかかる必要経費を見積もり、オプションの実施について見通しを立て、先方政府に協議する。

⑦ その他のEco-DRR活動にかかる試験地の設計・施工【第2期】

- ・モンテネグロではディナール山脈から流れ出る河川の支流において、河床浸食に伴う土砂流出が発生している。そのため、支川における土砂流出対策としてのEco-DRR実施が適切な試験地を特定し、どのような問題が発生しているかの特定を行う。
- ・特定された問題に対応するため、山腹、土砂流出、水流等の必要なマッピングを行い、問題点を特定し、支川の河床安定にむけた溪間工・山腹工の設計と試験的に施工を行う。その際、モニタリングの手法についても検討し、定期的に効果を評価する体制を整える。
- ・大掛かりな土木工事は本プロジェクトのスコープ外とするため、ディナール山脈からの土砂流出にかかる将来の投資戦略・計画を特定し、反映させる。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、⑤業務完了報告書とする。

| 各期 | 報告書等の名称 | 部数・言語等 | 提出時期 |
|-----|-----------------------|----------------------------|---|
| 第1期 | ① 業務計画書（共通仕様書の規定に基づく） | 和文2部、電子データ | 契約締結後10営業日以内 ・2か国分で1つの計画書として構わないが、コソボ、モンテネグロを章立てで分けるなど分かりやすく記載を工夫する。 |
| | ② Work Plan | 各国英文6部、電子データ （英文、現地語抄訳） | ・初回現地業務開始前にドラフトを電子データで提出 ・最終版：現地派遣後または現地との協議開始後6か月以内 ・コソボ、モンテネグロは別様とし、国ごとにそれぞれ作成する。 |
| | ③モニタリングシート | 英文の電子データのみ | ・Ver. 1：現地派遣後（1か月以内）以降、6か月ごとに提出 ・コソボ、モンテネグロは別様とし、国ごとにそれぞれ作成する。 |
| | ⑤ 業務完了報告書 | 和文2部、電子データ （和・英） | ・2021年12月（契約終了時） |
| 第2期 | ① 業務計画書（共通仕様書の規定に基づく） | 和文2部、電子データ | 契約締結後10営業日以内 ・2か国分で1つの計画書として構わないが、コソボ、モンテネグロを章立てで分けるなど分かりやすく記載を工夫する。 |
| | ② Work Plan | 各国英文6部、電子データ | ・現地業務開始前にドラフトを電子データで提出 |

こと。但し必要経費・人員については見積もりに含める必要はない。

| | | | |
|------|-----------------------|--------------------------------|--|
| | | 一タ（英文、現地語抄訳） | <p>タで提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終版：現地派遣後または現地との協議開始後1か月以内 ・コソボ、モンテネグロは別様とし、国ごとにそれぞれ作成する。 |
| | ③モニタリングシート | 英文の電子データのみ | <ul style="list-style-type: none"> ・Ver. 1以降、6か月ごとに提出 ・コソボ、モンテネグロは別様とし、国ごとにそれぞれ作成する。 |
| | ④業務進捗報告書 | 和文2部、電子データ（和・英） | <ul style="list-style-type: none"> ・2022年12月及び部分払いが必要な時 |
| | ⑤ 業務完了報告書 | 和文2部、電子データ（和・英） | 2023年12月（契約終了時） |
| 第3期 | ① 業務計画書（共通仕様書の規定に基づく） | 和文2部、電子データ | <p>契約締結後10営業日以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2か国分で1つの計画書として構わないが、コソボ、モンテネグロを章立てで分けるなど分かりやすく記載を工夫する。 |
| | ② Work Plan | 各国英文6部、電子データ（英文、現地語抄訳） | <p>・現地業務開始前にドラフトを電子データで提出</p> <p>・最終版：現地派遣後または現地との協議開始後1か月以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コソボ、モンテネグロは別様とし、国ごとにそれぞれ作成する。 |
| | ③モニタリングシート | 英文の電子データのみ | <ul style="list-style-type: none"> ・Ver. 1以降、6か月ごとに提出 ・最終のモニタリングシートは、Completion Reportとして案件終了3か月前に提出し、JICAの確認を経て、JCCにおいて最終化する。 ・コソボ、モンテネグロは別様とし、国ごとにそれぞれ作成する。 |
| | ④ 業務進捗報告書 | 和文2部、電子データ（和・英） | <ul style="list-style-type: none"> ・2024年12月及び部分払いが必要な時 |
| | ⑤ 業務完了報告書（製本） | 和文3部 英文10部 CD-R（和文・英文）3部 | 2026年1月（履行期限終了1か月前） |
| 各期共通 | ⑥広報関連資料 | 「JICA自然環境保全分野 広報ガイドライン」を参照 | |

⑤業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする（③モニタリングシートは、電子データのみで可）。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAと受注者で協議、確認する。

ア) Work Plan記載項目 (案)

- a) プロジェクトの概要 (背景・経緯・目的)
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制 (JCCの体制等を含む)
- e) PDM (指標の見直し及びベースライン設定)
- f) 業務フローチャート
- g) 要員計画
- h) 先方実施機関便宜供与負担事項
- i) その他必要事項

イ) プロジェクト業務進捗報告書/完了報告書記載項目 (案)

- a) プロジェクトの概要 (背景・経緯・目的)
- b) 活動内容 (業務フローチャートに沿って記述)
- c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓 (業務実施方法、運営体制等)
- d) プロジェクト目標の達成度 (中間評価・終了時評価結果の概要等)
- e) 上位目標の達成に向けての提言
- f) 次期活動計画 (進捗報告書のみ)

添付資料 (和文に添付する資料は英文でも構わない。)

- ①PDM (最新版、変遷経緯)
- ②業務フローチャート
- ③詳細活動計画
- ④専門家派遣実績 (要員計画) (最新版)
- ⑤研修員受入れ実績
- ⑥供与機材・携行機材実績 (引渡リスト含む)
- ⑦合同調整委員会議事録等
- ⑧その他活動実績

注) d)、e) 及び⑥の引渡しリストは完了報告書のみ記載

① 業務計画書

業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等の業務実施計画及び技術移転計画等について、共通仕様書第6条に従って作成。

Work Plan (案) を作成しJICAの承認後、JCC等の場でその内容に関してC/Pと協議・合意し、最終化するものとする。

② Work Plan

項目は上記1) 業務計画書に同じ。付属資料としてR/D、ミニッツ等を添付する。

③ モニタリングシート

業務開始から提出時までの進捗状況・成果の取り纏め、当面の課題、今後の業務計画等について「技術協力等モニタリング執務要領」に従って作成する。特記すべき事項があれば別紙を添付。また当該モニタリング期間に作成した「(2) 技術協力成果品」の成果品があればそれらも添付。

④ 業務進捗報告書

様式、項目は上記③モニタリングシートに準じて作成。対象期間はコソボ・モンテネグロの当該年度（1月～12月）とする。また、次年度の計画案を添付する。

⑤ 業務完了報告書

業務全体の成果について記載。「技術協力等モニタリング執務要領」に従って作成する。特記すべき事項があれば別紙を添付。また直近のモニタリングシートもしくは業務進捗報告書提出以降に作成された「（2）技術協力成果品」の成果品があればそれらも添付。

⑥ 広報関連資料

「JICA自然環境保全分野 広報ガイドライン（公開資料）」に沿って作成する。

(2) 技術協力成果品

以下の成果品をモニタリングシート、もしくは、業務進捗報告書、業務完了報告書に添付し、電子データとともに提出する（下記成果品作成後に提出される報告書等に添付）。下記成果品については、英文で作成し、和文の要約を添付する。

- ① NFFIS に関するガイドライン及び操作マニュアル
- ② Eco-DRR に関するガイドライン及び研修マニュアル

なお、現地での配布について、現地語への翻訳版の作成及び製本・送付が必要な場合には、必要部数を想定し、必要な経費について本契約に含めること。ガイドライン等は、不要な製本は行わないなどコスト削減を行うこととするが、ガイドラインのデザイン等は、ユーザーにとって魅力的であり、発信効果のあるものとなるよう工夫すること。

(3) コンサルタント業務従事月報

国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務実施契約における契約管理ガイドラインに基づき、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して翌月の月上旬にJICA（地球環境部及びバルカン事務所）に提出する。冒頭には活動進捗状況が一読してわかるよう要約をつけるとともに、各月の調査進捗状況が一読してわかるように努めること。

また、別途定める「自然環境保全分野における広報ガイドライン」に沿った内容とするよう留意すること。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ① 今月の進捗、来月の計画、当面の課題（A4、数ページ程度）
- ② 現場施工を行う場合は、安全管理に係る定期確認結果
- ③ 活動に関する写真（A4、1ページ程度）
- ④ 業務フローチャート（A3、1ページ程度）

(4) 報告書作成の仕様

報告書の仕様（印刷・製本及び電子化の仕様）は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照し、業務完了

報告書以外は簡易製本（ホッチキス止めでも可）とする。

(5) 報告書作成にあたっての留意点

- ①各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じ図や表を活用する。また、英文等の外国語についてもネイティブ・スピーカー等によるチェックを十分に行い、専門用語も含めて適切、かつ読みやすいものとする。報告書本文中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記する。また、報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。
- ②各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適用年月日及び略語表を目次の次の頁に記載する。
- ③報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるよう工夫を施す。

(6) 収集資料

業務時に入手した資料及びデータは分野別に整理してリストを付した上で、JICAに提出する。

(7) その他提出物

①議事録等

コソボ側、モンテネグロ側との各業務報告説明・協議等にかかる議事録を作成し、JICAに速やかに提出する。

② 両政府へ／からの文書

コソボ政府・モンテネグロ政府へ／からの文書は、その写しをJICAに速やかに提出する

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

以下の3つの期間に分けて業務を実施する。

- (1) 第1年次：2021年 2月上旬～2021年12月下旬
- (2) 第2年次：2022年 1月上旬～2023年12月下旬
- (3) 第3年次：2024年 1月上旬～2026年 2月下旬

なお、契約期間の区分けについて、受注者が適切と考える契約期間等があればプロポーザルにて理由とあわせて提案することを可とする。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 調査人月：全体 64MM

- 第1期 27MM（国内 1MM 含む）
- 第2期 21MM（国内 1MM 含む）
- 第3期 16MM（国内 2MM 含む）

※コソボ、モンテネグロ全体でのMMとする。両国における業務量は均等に配分することを想定しているが、業務効率化の観点で多少の融通は認めることとする。配分案についてはプロポーザルにて提案すること。なお、現在新型コロナウイルス感染症の影響により、短期間の渡航は日本政府からの許可が得にくい状況を踏まえ、案件開始直後の現地渡航については、可能な限り長期間のMMを配置するように、状況を踏まえた配置を工夫すること。

(2) 業務従事者の構成案

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、受注者は、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。

プロジェクト活動のモニタリング等の観点から、コンサルタント不在期間が短くなるような調整・対応が望ましい。なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成・指導科目がある場合、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これを超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 業務主任者/地域協力/土地利用規制を含む防災・減災（Eco-DRR） 2号
- ② GIS/システム開発・データベース 3号
- ③ GIS・衛星画像/情報システム整備・運用
- ④ 住民啓発

3. 対象国の便宜供与

EMAは、オフィススペースの貸与を行う。その他については、M/M及びR/Dを参照のこと。なお、DEMからはオフィススペースの貸与を受けることが難しく、プロジェクト側で確保する。

4. 参考資料等

- (1) 公開資料（JICA Webサイトより入手可）
・森林等生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）情報収集・確認調査ファイナル・レポート <https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12288940.pdf>

・マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 森林火災危機管理能力向上プロジェクト終了時評価調査報告書：<https://www.jica.go.jp/oda/project/1000100/index.html>
・マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 森林火災危機管理能力向上プロジェクト(システム改良)業務完了報告書：
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000020878.html>

・ハンドブック「生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)」
https://www.jica.go.jp/activities/issues/disaster/ku57pq00001p03o3-att/ecosystem_disaster_prevention.pdf

・MKFFIS(北マケドニア森林火災情報システム)公開ページ；
<http://mkffis.cuk.gov.mk/>

・MKFFISマニュアル：<http://mkffis.cuk.gov.mk/broshura/MKFFIS-en.pdf>

(2) 配布資料

- ・詳細計画策定調査結果
- ・事業事前評価表(コソボ、モンテネグロ、北マケドニア)
- ・要請書(コソボ、モンテネグロ)
- ・先方政府との合意文書(M/M、R/D)(コソボ、モンテネグロ)案
- ・JICA自然環境保全分野 広報ガイドライン

5. 経費の見積について

(1) 現地再委託

受注者は業務内容を踏まえ、本業務にて現地再委託等が必要と考える場合にはプロポーザルにおいて提案できるものとする。

現地再委託等にあたっては「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン(2017年4月版)」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては現地において適切な監督、指示を行う。

現地再委託等を想定する場合、プロポーザルにおいて可能な範囲で、現地及び第三国での再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地及び第三国の業者の候補者名並びに再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、現時点で想定しうる内容について具体的な提案を行うこと。なお、提案する現地再委託については本見積り(目安金額定額)とする。これ以外に再委託が必要な項目があればプロポーザルにて、見積もりも含めて、提案すること(本見積もりに含める)。

- ・システム導入(1500万円×2か国=3,000万円)(目安金額)
- ・Eco-DRR現地施工(800万円×2か国=1,600万円)(目安金額)

(2) 資機材の調達

① JICAによる調達機材

業務に必要と思われる資機材は全て本契約に含めて提案する。JICAが現地または第三国で機材を調達することは想定していないが、JICAによる調達が必要な場合にはプロポーザルに含めること。

② JICAが受注者に購入・輸送業務を委託する資機材

受注者は業務実施に必要と判断される資機材に関して、a) 機材名、b) 必要数、c) 仕様、d) 参考銘柄、e) 現地調達可否、f) 見積価格、g) 必要と判断される理由、h) 用途等、i) その他、をプロポーザルに記載し、本見積もりに含めるものとする。調達場所については、現地、第三国、本邦のいずれか最も適切なものを選定すること。

受注者はJICAの業務の一環として、関連するJICAの会計規則、JICAが定める「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2017年度6月版）」を遵守した方法・手段により業務実施に必要と判断される機材を調達すること。

③ 調査用資機材の輸出管理

a) 受注者はJICAとの契約に基づき調達する資機材について、輸出貿易管理令及び輸出に関するその他法令により輸出申告書類として必要な許可書及び証明書の取得を要するか否かを確認し、JICAに対して所定の様式により報告するものとする。

b) 本業務の実施のために、現地業務に際して本邦から携行する受注者所有の資機材のうち、受注者が本邦に持ち返らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行うものとする。

(3) 通訳の備上

必要に応じ現地でのアルバニア語・セルボクロアチア語通訳の備上を認める（本見積りに含めること）。

(4) プロジェクト関係者の本邦研修

本邦研修に係る経費については1,000千円／年×5年分を本見積もりに計上すること。

(5) 域内セミナーへの周辺国関係者の招聘費

本項目に係る経費については、別見積もりとして計上すること。

(6) プロジェクトオフィス設置に係る経費

先方政府から提供を受ける事務所については使い勝手が悪い場合に発生する、改装及び借上に必要な経費は、別見積もりとして計上すること。

なお、モンテネグロ政府からは事務所の借り受けが難しいことが判明しているため、必要な事務所改装費または借り上げ費について、2,500千円を定額として本見積りに計上すること。

(7) 各成果の活動に関する経費

各成果の活動については、R/D案における活動計画(P0)も参考に必要経費を検討し(セミナー・研修実施経費及び技術成果品作成費等を含む)、本見積りに含めること。

6. 安全管理

(1) 現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、現地JICA拠点や日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同拠点と常時連絡が取れると体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(2) ODA建設工事安全管理ガイドンスの適用

本業務においては、雪崩防止林造成、土壌侵食防止などにおいて構造物の建設が業務に含まれる。これら構造物は、受注者が直接建設する場合と、コントラクターに再委託して建設する場合が含まれる。いずれの場合も、ODA建設工事安全管理ガイドンスを適用し、工事における労働災害及び公衆災害の防止を図ること。特に、後者の再委託により構造物を建設する場合には、同ガイドンスに従い、再委託契約に同ガイドンスを準用するよう適切に盛り込むと共に、適切な工事の監督を行うこと。

7. 不正腐敗の防止

「JICA不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

8. その他特記すべき事項

コソボ、モンテネグロには、それぞれJICA在外事務所がなく、セルビアにあるJICAバルカン事務所が所管している。なお、コソボには、JICA在外専門調整員が配置されており、JICAバルカン事務所との連絡調整等の支援が可能である。

9. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 部分払

本業務においては、第1期、第2期、第3期契約と契約期間が長期に及ぶため、プロジェクト業務進捗報告書を中間成果品として、部分払を認めることとする。

以上